

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月17日
【届出者の氏名又は名称】	大和ハウス工業株式会社
【届出者の住所又は所在地】	大阪市北区梅田三丁目3番5号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	大阪 06(6342)1400
【事務連絡者氏名】	経営管理本部IR室長 土田 耕一
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	大和ハウス工業株式会社 (大阪市北区梅田三丁目3番5号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、大和ハウス工業株式会社を指し、「対象者」とは、株式会社ダイヨシトラストを指します。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。
- (注8) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社ダイヨシトラスト

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、平成25年4月16日の当社取締役会において、対象者を当社の完全子会社とすることを目的に、証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福岡証券取引所」といいます。）のQ - B o a r d市場に上場している対象者の発行済普通株式の全てを本公開買付けにより取得することを決議いたしました。

当社は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の代表取締役社長であり、筆頭株主でもある大穂義弘氏（以下「大穂氏」といいます。）との間で、大穂氏が本書提出日現在の所有する対象者普通株式の全て1,649,100株（対象者が平成25年4月10日に提出した第38期第2四半期報告書に記載された平成25年2月28日現在の対象者の発行済株式総数2,702,100株に対する所有株式数の割合61.03%（小数点以下第三位を四捨五入。以下「所有割合」といいます。））について、本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を平成25年4月16日付で締結しています。なお、本応募契約の概要につきましては、下記「(5) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

本公開買付けにおいては、対象者を当社の完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数について、買付予定数の上限を設定しておりません。一方、買付予定数の下限については、本応募契約を締結した大穂氏が所有する対象者普通株式数と同数の1,649,100株と設定しております。従って、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,649,100株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,649,100株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

本公開買付けにより、当社が対象者の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、下記「(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社は、大穂氏以外の対象者の株主の皆様のご意思を尊重するため、大穂氏の上記所有株式数1,649,100株に大穂氏以外の対象者の株主の所有株式数の過半数に相当する526,600株（注）を合算した2,175,700株（以下「基準株式数」といいます。所有割合：80.52%）以上の対象者普通株式が本公開買付けに応募されることを条件として、対象者に対し、本公開買付け終了後に、当社が対象者の発行済普通株式の全てを取得するための手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）の実施を要請し、対象者を当社の完全子会社とする予定です。なお、本完全子会社化手続の詳細については、下記「(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

（注） 対象者が平成25年4月10日に提出した第38期第2四半期報告書に記載された平成25年2月28日現在の対象者の発行済株式総数2,702,100株から、大穂氏が所有する対象者普通株式の全て1,649,100株を控除した1,053,000株を2で除した数に、1単元に相当する100株を合算して算出した株式数（いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する株式数に当たります。）です。

対象者の平成25年4月16日付「大和ハウス工業株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によりますと、対象者は、当社グループの一員になることで、当社のリソースを活用した新しい事業展開の道が開けることとなり、本完全子会社化手続は対象者の企業価値向上に資するものであるとともに、対象者普通株式の市場株価の動向等も勘案して十分なプレミアムが付されていること、有限責任事業組合如水コンサルティング（以下「如水コンサルティング」といいます。）の株式価値評価報告書（以下「対象者株式価値評価報告書」といいます。）における算定結果、及び特別委員会の検討・意見等を踏まえ、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は対象者の株主の皆様にとって妥当な価格であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格での対象者普通株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。そして、この点に加えて、本公開買付価格とその後の本完全子会社化手続で株主に交付される対価の額は同一とされること、及び本完全子会社化手続への移行は基準株式数（2,175,700株、所有割合：80.52%）以上の応募があることが条件とされており、少数株主の意思を尊重する仕組みとなっていること等も踏まえ、本完全子会社化手続の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であると判断したとのことです。そこで、平成25年4月16日開催の対象者取締役会において、利害関係を有しない取締役全員出席のもと、出席取締役の全員一致により、本公開買付けへ賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

す。

なお、対象者取締役のうち代表取締役社長である大穂氏は、当社との間でその所有する対象者普通株式の全て（1,649,100株、所有割合：61.03%）を本公開買付けに応募する旨の本応募契約を締結していることから、本公開買付けについて利益が相反するおそれがあるとして、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、当社との間で対象者取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、上記取締役会における審議及び決議には参加していないとのことです。

上記の取締役会には、対象者の監査役全員が出席し、いずれの監査役も、対象者取締役会による本公開買付けを含む本完全子会社化手続に関する意見の内容につき異議がない旨の意見を述べたとのことです。なお、本完全子会社化手続の詳細については、下記「(3)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

対象者は平成25年4月16日付で「平成25年8月期配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成25年4月16日開催の対象者取締役会において、平成25年8月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立し、かつ2,175,700株以上の対象者の普通株式が本公開買付けに応募されることを条件に、平成25年8月期の期末配当を行わない旨の決議をしたとのことです。

従って、本公開買付けが成立しなかった場合や、本公開買付けが成立した場合でも2,175,700株以上の対象者の普通株式が本公開買付けに応募されなかった場合には、平成25年8月期の期末配当を行う予定とのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの背景等

当社グループ（当社並びにその子会社93社及び関連会社19社をいいます。以下同じです。）は、お客様と共に新たな価値を創り、活かし、高め、人が心豊かに生きる社会の実現を目指し、「人・街・暮らしの価値共創グループ」として、戸建住宅、賃貸住宅、マンション、住宅ストック、商業施設、事業施設、健康余暇及びその他といった生活基盤産業への総合的な事業を展開しています。その中において、平成23年11月に「大和ハウスグループ 第3次中期経営計画『3G』For New Growth（2011.4～2014.3）」を策定し、単身高齢者世帯の増加、住宅ストックの充足、環境社会への貢献などに見られる国内市場の構造変化を『再成長』の機会として捉え、コア事業の競争力強化及び新たな収益機会の開拓を基本方針とした新しい顧客層の開拓に取り組むことで、業容の拡大を図ってまいりました。

一方、平成19年7月に福岡証券取引所Q-Board市場に株式を上場した対象者は、福岡及び東京を中心にパーキング事業等を手掛ける企業であり、土地所有者から土地を賃借し、低価格なうえ24時間無人での駐車場の運営を可能にした全自動無人管理システム「DYパーキング」（コインパーキング）を主力として、小規模（10台以下）の平置駐車場を運営しております。この手法により駐車場の新規開設及び撤退が容易となり、機動的に不採算駐車場の撤退も行うことができることから、より効率的で収益力のある駐車場を運営することが可能となっています。また、主要事業であるパーキング事業に、不動産賃貸事業及び不動産販売事業を相互連携させることにより、駐車場用地の情報を収集し、駅前などの供給不足感が強い都心部を中心に駐車場を新設することで堅実に業績をあげ、昨年12月に大阪に営業拠点を新設したのに続き、今年の5月には熊本にも事業所を新設予定であり、さらに運営台数を拡大していくことを計画しております。

当社は平成25年度中に新たな土地活用用途の開発の一つとして賃貸駐車場建設・運営事業に本格的に参入することを検討しております。当社としては、この駐車場事業、特にコインパーキング事業に深い見識をもつ対象者を当社グループの一員とすることで、より早く同事業を収益軌道に乗せると共に、業界での地位を確立しシェア拡大を図ることができると判断いたしました。また、対象者にとっても当社グループが持つ不動産開発能力や土地開発の情報収集力を大いに活用することにより、より一層の成長力と競争力をもつことになると考えております。さらに、対象者は、当社グループの一員になることで、既存の顧客その他のステークホルダーの皆様を対象者に対する信頼や安心感をより高めることができると考えているとのことです。当社としては、このような事業上の相乗効果の最大化を図り、経営資源の統合的かつ効果的な活用を目指すためには、当社及び対象者が密接な連携を図り柔軟かつ機動的な経営を推進することが重要であり、そのために最適な資本関係を形成することが望ましいと判断し、対象者を当社の完全子会社とする方針といたしました。

このような状況の中で、当社は、平成24年11月下旬頃から対象者の代表取締役社長であり、筆頭株主である大穂氏との間で協議を開始しました。その後、平成24年12月13日に、大穂氏に対し、大穂氏が所有する対象者普通株式（1,649,100株、所有割合：61.03%）の取得について意向表明書を提出し打診したところ、大穂氏から前向きに検討する旨の回答を得たので、平成25年2月8日、大穂氏から独占交渉権を取得したうえで、対象者に対するデュー・デリジェンスを開始しました。その後の大穂氏との協議・交渉、デュー・デリジェンスの結果を受けて、平成25年3月22日、大穂氏に対して最終意向表明書を提出した上で、大穂氏と協議・交渉を重ねるとともに、平成25年2月以降、対象者との間でも、複数回に亘る協議・交渉を進めてまいりました。これらの協議・交渉を経て、平成25年4月16日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決議し、大穂氏との間で本応募契約を締結いたしました。

また、当社と対象者は、平成25年4月16日付で公開買付賛同契約（以下「本賛同契約」といいます。）を締結しております。本賛同契約の概要は以下のとおりです。

- (a) 対象者は、本公開買付けの買付期間が満了するまでの間、本公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を勧める旨の出席した取締役全員の一致による取締役会決議（以下「賛同決議」という。）を維持し、これを撤回又は変更する取締役会決議を行わないものとする。但し、賛同決議を維持することが対象者の取締役又は監査役の善管注意義務の違反となると合理的に判断される場合にはこの限りではないが、その場合でも対象者は当該取締役会決議を行う前に当社との間で対応について誠実に協議するものとする。
- (b) 対象者は、本賛同契約締結日以降、当社以外の第三者との間で、公開買付けの実施その他の方法により対象者普通株式を取得する行為その他本公開買付けに競合し又は本公開買付けによる対象者普通株式の買付けを妨げる取引（対象者による第三者との間の合併・株式交換・会社分割等の組織再編行為を含む。）に関する勧誘、提案、協議、交渉、情報提供、打診その他これを誘引する行為（但し、対象者からの働きかけなしに第三者が上記取引に関する提案を対象者に行った場合を除く。）を行わないものとする。
- (c) 対象者は、対象者の従業員持株会が保有する全ての対象者の株式が本公開買付けに応募されることとなるよう、当社と協議の上、合理的な努力をする。
- (d) 本公開買付けが成立した場合には、その後当社の指定する者が対象者の役員に選任されるまでの期間、対象者は、当社と別途合意した場合を除き、本契約締結日現在の経営体制の維持に努めるものとする。本公開買付けが成立した場合において、当社が別途請求するときは、対象者は、速やかに株主総会を開催した上で、当社が合理的に指定する者を対象者の役員に選任するための議案を株主総会に上程するものとする。
- (e) 当社は、本公開買付け成立後も、対象者の従業員がこれまで通り対象者の事業運営にあたっていく基本方針であることを確認し、従業員を同等の雇用条件で継続雇用されるよう合理的な努力を行うものとする。
- (f) 対象者は、本契約締結日以後決済の開始日までの期間、善良なる管理者の注意をもって、かつ、本契約締結日以前に行っていたところと実質的に同一かつ通常の業務遂行の方法により、対象者の業務の執行及び財産の管理・運営を行うものとし、剰余金の配当、資本構成の変更及び組織再編行為その他通常の業務の範囲を超える行為を行う場合には、当社の事前の書面による同意を得るものとする。
- (g) 対象者は、本公開買付けに応募された対象者の発行済普通株式の合計数が2,175,700株以上の場合で、かつ、当社が本公開買付けによって対象者の株式の全部を取得できなかった場合には、本公開買付けの完了後、対象者の株主を当社のみとするための手続として当社が指定する手続を行うため、当社に対して必要な協力を行うものとする。

本公開買付け実施後の経営方針

当社は、現時点では本公開買付けの実施後に対象者の経営方針を大きく変更することは予定しておりませんが、基準株式数（2,175,700株、所有割合：80.52%）以上の対象者普通株式が本公開買付けに応募されることを条件に対象者を完全子会社化することを想定しているところ、完全子会社化後においては管理コストの削減等の経営改善策を実施するとともに、当社グループの営業基盤と対象者の持つ事業ノウハウをより高いレベルで相互に活用することにより、当社及び対象者の企業価値向上を図ってまいります。

一方、基準株式数（2,175,700株、所有割合：80.52%）以上の対象者普通株式が本公開買付けに応募されなかった場合には、本完全子会社化手続は実施せず、対象者は福岡証券取引所Q - B o a r d市場の上場を維持することとなり、経営改善策の実施や両社の経営資源の相互活用について一部制限される可能性があります。その場合においても、対象者の上場会社としての独立性を維持しつつ、可能な範囲で早期に事業上の相乗効果を実現し、当社及び対象者の企業価値向上を図ってまいります。

また、当社は本公開買付け成立後、対象者とのシナジーを早期に極大化するため、対象者へ若干名の役員を派遣する予定ですが、対象者の代表取締役社長である大穂氏をはじめ、対象者の現任取締役6名も継続して対象者の経営にあたることを予定しております。なお、派遣する役員の詳細については、本公開買付け成立後に対象者と協議のうえ決定する予定です。さらに、当社は、本公開買付け成立後も対象者の従業員がこれまで通り対象者の事業運営にあたっていくことを予定しております。

(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とすることを目的に本公開買付けを実施しますが、本公開買付けにより、対象者の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、基準株式数（2,175,700株、所有割合：80.52%）以上の対象者普通株式が本公開買付けに応募されることを条件に、当社は本公開買付け成立後、以下の方法により当社が対象者の発行済普通株式の全てを取得することを企図しております。

具体的には本公開買付けの成立後に、当社は、対象者において普通株式とは別個の種類の株式を発行できるようにする旨の定款の一部変更を行い、対象者を会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）の規定する種類株式発行

会社とすること、対象者の定款の一部を変更して、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すこと、及び対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに別個の種類の対象者の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を平成25年8月を目途として開催することを対象者に対して要請する予定です。

また、本臨時株主総会において上記の付議議案の承認決議がなされ、上記に係る定款の一部変更の効力が発生すると、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となること、上記に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記の承認に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることとなる対象者の普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、当社は対象者に対し、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とする本種類株主総会を開催することを対象者に要請する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付されたうえで、その全てが対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として対象者の別個の種類株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者の別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者の別個の種類株式を対象者に対し売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当社は当該端数の合計数に相当する当該対象者の別個の種類株式の売却の結果、各株主に交付される金銭の額については、本公開買付けにおける対象者の普通株式の1株当たりの買付価格に当該各株主が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう、対象者に対して要請する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付される対象者の別個の種類株式の内容及び数は、本書提出日現在未定ですが、かかる株式の数については、当社が対象者の発行済株式の全てを所有することとなるよう、当社以外の本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様に対して交付する数が1株に満たない端数となるように決定することを対象者との間で合意しております。

なお、本完全子会社化手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記の全部取得条項が付された対象者の普通株式全ての取得が対象者の本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその保有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立て適格を欠くと判断される可能性があります。

なお、当社は、関係法令の改正や関係法令についての当局の解釈、本公開買付け後の当社の株券等所有割合、及び当社以外を対象者の株主による対象者の普通株式の所有状況によっては、本完全子会社化手続に代えてそれと概ね同等の効果を有する他の方法により対象者の完全子会社化を実施する可能性があり、また実施時期に変更が生じる可能性もあります。但し、その場合であっても、当社以外を対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に対象者の各株主に交付されることになる金銭の額についても、本公開買付けに当該各株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。この場合における具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様を勧誘するものではありません。

なお、当社は、本公開買付けにおいて基準株式数（2,175,700株、所有割合：80.52%）以上の対象者普通株式を取得できなかった場合、本完全子会社化手続の実施を見合わせます。

(4) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者普通株式は、本書提出日現在、福岡証券取引所のQ - B o a r d市場に上場されておりますが、当社は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、福岡証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者普通株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、上記「(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社は、基準株式数（2,175,700株、所有割合：80.52%）以上の対象者普通株式が本公開買付けに応募されることを条件として、本完全子会社化手続により対象者普通株式の全てを取得し、対象者を当社の完全子会社とすることを企図しておりますので、その場合には福岡証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者普通株式は所定の手続を経て上場廃止となります。なお、対象者普通株式が上場廃止となった場合は、対象者普通株式をQ - B o a r d市場において取引することはできません。

但し、当社は、本公開買付けにおいて基準株式数（2,175,700株、所有割合：80.52%）以上の対象者普通株式を取得できなかった場合、本完全子会社化手続の実施を見合わせるため、対象者普通株式のQ - B o a r d市場での上場は維持され

る予定です。

(5) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、大穂氏との間で、大穂氏が本書提出日現在所有する対象者の普通株式の全て（1,649,100株、所有割合：61.03%）について、本公開買付けに応募する旨の本応募契約を平成25年4月16日付で締結しております。なお、本応募契約について、充足される必要のある前提条件はありません。

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、対象者の代表取締役社長であり、普通株式を所有割合にして61.03%所有する筆頭株主である大穂氏が当社と本応募契約を締結しており、大穂氏と対象者の少数株主との利害が一致しない可能性もあることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保すべく、以下のような措置を実施いたしました。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値評価分析の取得

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるピナクル株式会社（以下「ピナクル」といいます。）に対し、対象者普通株式の株式価値の算定を依頼いたしました。

ピナクルは、市場株価分析、類似会社比較分析及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）の各手法を用いて対象者株式の価値の算定を行い、平成25年4月15日付でピナクルより株式価値評価分析（以下「株式価値評価分析」といいます。）を取得いたしました。なお、当社は、ピナクルから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、ピナクルは当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

上記の株式価値評価分析によると、ピナクルが採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値は以下のとおりです。

市場株価分析 : 607円から 927円

類似会社比較分析 : 729円から1,495円

DCF分析 : 731円から1,468円

まず市場株価分析では、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月15日を基準日として、Q - B o a r d市場における対象者の普通株式の基準日終値（927円）、過去1ヵ月間の終値の単純平均値（808円、小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）、過去3ヵ月間の終値の単純平均値（710円）及び過去6ヵ月間の終値の単純平均値（607円）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を607円から927円までと分析しております。

次に類似会社比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を729円から1,495円までと分析しております。

DCF分析では、対象者が作成した中期事業計画を基準に、直近までの業績の動向、現在並びに将来の事業環境及び一般に公開された情報等の諸要素を勘案した平成25年8月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を731円から1,468円までと分析しております。

ピナクルがDCF分析による算定の際に前提とした対象者の将来の収益予想は、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれておりますが、これは主に不動産販売事業において現在仕掛中の個別の大型物件の販売による収益を見込んでいるためです。

なお、当社は本公開買付価格の検討にあたっては、DCF分析による評価結果が、対象者の将来の収益力及び成長性を反映している点等を勘案し、DCF分析による分析結果を最も重視し、当該分析結果の範囲内で検討を行いました。

当社は、ピナクルから取得した株式価値評価分析を参考に、対象者が公表している財務情報、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格の決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去6ヵ月間の対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し、対象者に対して実施したデュー・デリジェンスの結果を総合的に勘案したうえで、大穂氏との協議・交渉の結果、対象者との協議等も踏まえ、最終的に平成25年4月16日の当社取締役会決議において、本公開買付価格を普通株式1株当たり1,066円と決定いたしました。

本公開買付価格1,066円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年4月15日のQ - B o a r d市場の終値927円に対して14.99%（小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）のプレミアムを、同日までの過去1ヵ月間の終値の単純平均値808円に対して31.93%のプレミアムを、同日までの過去3ヵ月間の終値の単純平均値710円に対して50.14%のプレミアムを、同日までの過去6ヵ月間の終値の単純平均値607円に対して75.62%の

プレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

また、本公開買付価格1,066円は、本書提出日の前営業日である平成25年4月16日のQ - B o a r d市場における終値920円に対して15.87%のプレミアムを加えた価格となります。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値評価報告書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、当社から提示された本公開買付価格を検討し本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公正性を担保するための措置として、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である如水コンサルティングに対象者の株式価値の算定を依頼し、平成25年4月16日付で対象者株式価値評価報告書を入力したとのことです。なお、対象者は、如水コンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。また、如水コンサルティングは、当社又は対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

如水コンサルティングは、対象者の株式価値の算定にあたり、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）及び類似上場会社法を採用したとのことです。対象者株式価値評価報告書によると、当該手法に基づいて算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値は以下のとおりです。

DCF法 : 973円から1,558円

類似上場会社法 : 997円から1,330円

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向等の諸要素を考慮した平成25年8月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を973円から1,558円までと分析しているとのことです。

類似上場会社法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を997円から1,330円までと分析しているとのことです。

なお、如水コンサルティングは、平成24年12月以降、対象者の株価の上昇傾向がそれ以前に比較して大きいことに鑑み、市場株価法は採用しないこととしましたが、対象者の参考情報として、市場株価法による評価値を提示したとのことです。市場株価法では、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月15日を基準日として、Q - B o a r d市場における対象者の普通株式の基準日終値（927円）、過去1ヵ月間の出来高加重平均値（838円、小数点以下四捨五入。以下、出来高加重平均値の計算において同じです。）、過去3ヵ月間の出来高加重平均値（782円）及び過去6ヵ月間の出来高加重平均値（706円）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を706円から927円までと分析しているとのことです。

対象者における外部の法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付けを含む本完全子会社化手続に関する意思決定過程における恣意性を排除し、公正性を担保するための措置として、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本完全子会社化手続に関する意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

対象者における特別委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者から独立性の高い監査役及び取締役が本公開買付けを含む本完全子会社化手続について活発に議論することで、対象者取締役会の意思決定の公正性をより高められるよう、平成25年3月29日、対象者役員のうち全監査役（小林信義常勤監査役、堀純生社外監査役、及び郷原玄哉社外監査役）で構成される特別委員会を設置したとのことです。また、平成25年4月8日、対象者の吉田雅年社外取締役も特別委員会のメンバーに加わったとのことです。特別委員会では、本公開買付けを含む本完全子会社化手続に関して、(a)対象者の企業価値向上に資するものであるか、(b)本公開買付価格を含む諸条件は対象者の株主にとって妥当であるか、及び(c)対象者取締役会の検討過程は公正かという観点から検討したとのことです。特別委員会は、対象者の法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から特別委員会の意義・役割に関して助言を受け、かかる助言を踏まえ、平成25年3月29日から平成25年4月16日まで合計4回にわたり、上記検討事項を慎重に検討したとのことです。この検討にあたって、特別委員会は、当社との交渉を主導する中野秀彦取締役から、当社から本公開買付けの提案を受けるに至った背景、対象者としての本公開買付けに関する考え方、及び当社との交渉状況等に関して説明を受けるとともに、如水コンサルティングから、同社が対象者に提出した対象者株式価値評価報告書のドラフトをもとに対象者株式の評価内容に関する説明を受けているとのことです。特別委員会は、検討の結果、次の結論を出すに至ったとのことです。

- (a) 当社グループの一員になることで、当社のリソースを活用した新しい事業展開の道が開けることとなり、本完全子会社化手続は対象者の企業価値向上に資すると考えられる。
- (b) 対象者普通株式の市場株価の動向等も勘案して十分なプレミアムが付されていること、及び如水コンサルティングの対象者株式価値評価報告書における算定結果等を踏まえると、本公開買付価格は対象者の株主にとって妥当な価格であると考えられる。また、本公開買付価格とその後の本完全子会社化手続で株主に交付される対価の額は同一とされること、及び本完全子会社化手続への移行は基準株式数（2,175,700株、所有割合：80.52%）以上の応募があることが条件とされており、少数株主の意思を尊重する仕組みとなっていること等を踏まえると、本完全子会社化手続の諸条件は株主にとって妥当であると考えられる。
- (c) 対象者取締役会は、本公開買付けに関して少数株主と利害が一致しない可能性がある大穂氏との情報遮断を徹底し、大穂氏を本完全子会社化手続に関する検討及び当社との交渉から適切に排除していること、並びに如水コンサルティングによる対象者株式の評価内容に関する説明及び長島・大野・常松法律事務所からの法的助言その他検討に必要な資料を取締役間で共有し、これらを踏まえて慎重に検討したことが認められ、その検討過程は公正であると考えられる。

特別委員会は、上記の検討結果を踏まえ、本公開買付けを含む本完全子会社化手続は対象者の少数株主にとって不利益なものでない結論づけた上で、平成25年4月16日付で、対象者取締役会に対して、その旨の意見書を提出したとのことです。なお、上記の意見は、本公開買付けが成立した後に、当社が対象者の支配株主（福岡証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第2号g及び上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い1(3)において定義されます。）に該当し、本完全子会社化手続が支配株主との重要な取引等に該当することになった場合における、支配株主との重要な取引等を行うことについての決定が対象者の少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を兼ねているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、如水コンサルティングによる対象者株式の評価内容に関する説明、及び長島・大野・常松法律事務所による法的助言を踏まえ、当社との間で本公開買付価格及び本公開買付けにかかる諸条件を含む本完全子会社化手続につき複数回に亘って協議・交渉を重ねたとのことです。その上で、対象者取締役会は、如水コンサルティングより取得した対象者株式価値評価報告書及びかかる算定結果の説明を参考にしつつ、特別委員会における検討及び意見の内容等も踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議・検討したとのことです。その結果、対象者としても、当社グループの一員になることで、当社のリソースを活用した新しい事業展開の道が開けることとなり、本完全子会社化手続は対象者の企業価値向上に資すると判断したとのことです。また、対象者普通株式の市場株価の動向等も勘案して十分なプレミアムが付されていること、如水コンサルティングの対象者株式価値評価報告書における算定結果、及び特別委員会の検討・意見等を踏まえ、本公開買付価格は対象者の株主の皆様にとって妥当な価格であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格での対象者普通株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。そして、この点に加えて、本公開買付価格とその後の本完全子会社化手続で株主に交付される対価の額は同一とされること、及び本完全子会社化手続への移行は基準株式数（2,175,700株、所有割合：80.52%）以上の応募があることが条件とされており、少数株主の意思を尊重する仕組みとなっていること等も踏まえ、本完全子会社化手続の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であると判断したとのことです。そこで、平成25年4月16日開催の対象者取締役会において、利害関係を有しない取締役全員出席のもと、出席取締役の全員一致により、本公開買付けへ賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者取締役のうち代表取締役社長である大穂氏は、当社との間でその所有する対象者普通株式の全て（1,649,100株、所有割合：61.03%）を本公開買付けに応募する旨の本応募契約を締結していることから、本公開買付けについて利益が相反するおそれがあるとして、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、当社との間で対象者取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、上記取締役会における審議及び決議には参加していないとのことです。

上記の取締役会には、対象者の監査役全員が出席し、いずれの監査役も、対象者取締役会による本公開買付けを含む本完全子会社化手続に関する意見の内容につき異議がない旨の意見を述べたとのことです。

公開買付者における公開買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、31営業日に設定しております。このように公開買付期間を法令に定められた最短期間より比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様には本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保し、本公開買付価格の公正性の担保に配慮しております。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】**(1) 【買付け等の期間】****【届出当初の期間】**

買付け等の期間	平成25年4月17日(水曜日)から平成25年6月3日(月曜日)まで(31営業日)
公告日	平成25年4月17日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき、金1,066円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ()	-
株券等預託証券 ()	-
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるピナクルに対し、対象者普通株式の株式価値の算定を依頼いたしました。</p> <p>ピナクルは、市場株価分析、類似会社比較分析及びDCF分析の各手法を用いて対象者株式の価値の算定を行い、平成25年4月15日付でピナクルより株式価値評価分析を取得いたしました。なお、当社は、ピナクルから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、ピナクルは当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。</p> <p>上記の株式価値評価分析によると、ピナクルが採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者普通株式 1 株当たりの株式価値は以下のとおりです。</p> <p>市場株価分析 : 607円から 927円 類似会社比較分析 : 729円から1,495円 DCF分析 : 731円から1,468円</p> <p>まず市場株価分析では、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月15日を基準日として、Q - B o a r d市場における対象者の普通株式の基準日終値（927円）、過去1ヵ月間の終値の単純平均値（808円）、過去3ヵ月間の終値の単純平均値（710円）及び過去6ヵ月間の終値の単純平均値（607円）を基に、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を607円から927円までと分析しております。</p> <p>次に類似会社比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を729円から1,495円までと分析しております。</p> <p>DCF分析では、対象者が作成した中期事業計画を基準に、直近までの業績の動向、現在並びに将来の事業環境及び一般に公開された情報等の諸要素を勘案した平成25年8月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を731円から1,468円までと分析しております。</p> <p>ピナクルがDCF分析による算定の際に前提とした対象者の将来の収益予想は、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれておりますが、これは主に不動産販売事業において現在仕掛中の個別の大型物件の販売による収益を見込んでいるためです。</p> <p>なお、当社は本公開買付価格の検討にあたっては、DCF分析による評価結果が、対象者の将来の収益力及び成長性を反映している点等を勘案し、DCF分析による分析結果を最も重視し、当該分析結果の範囲内で検討を行いました。</p>

	<p>当社は、ピナクルから取得した株式価値評価分析を参考に、対象者が公表している財務情報、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格の決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去6ヵ月間の対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し、対象者に対して実施したデュー・デリジェンスの結果を総合的に勘案したうえで、大穂氏との協議・交渉の結果、対象者との協議等も踏まえ、最終的に平成25年4月16日の当社取締役会決議において、本公開買付価格を普通株式1株当たり1,066円と決定いたしました。</p> <p>本公開買付価格1,066円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年4月15日のQ - B o a r d市場の終値927円に対して14.99%のプレミアムを、同日までの過去1ヵ月間の終値の単純平均値808円に対して31.93%のプレミアムを、同日までの過去3ヵ月間の終値の単純平均値710円に対して50.14%のプレミアムを、同日までの過去6ヵ月間の終値の単純平均値607円に対して75.62%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。</p> <p>また、本公開買付価格1,066円は、本書提出日の前営業日である平成25年4月16日のQ - B o a r d市場における終値920円に対して15.87%のプレミアムを加えた価格となります。</p>
算定の経緯	<p>当社は平成25年度中に新たな土地活用用途の開発の一つとして賃貸駐車場建設・運営事業に本格的に参入することを検討しております。当社としては、この駐車場事業、特にコインパーキング事業に深い見識をもつ対象者を当社グループの一員とすることで、より早く同事業を収益軌道に乗せると共に、業界での地位を確立しシェア拡大を図ることができると判断いたしました。また、対象者にとっても当社グループが持つ不動産開発能力や土地開発の情報収集力を大いに活用することにより、より一層の成長力と競争力をもつことになると考えております。さらに、対象者は、当社グループの一員になることで、既存の顧客その他のステークホルダーの皆様の対象者に対する信頼や安心感をより高めることができると考えているとのことです。当社としては、このような事業上の相乗効果の最大化を図り、経営資源の統合的かつ効果的な活用を目指すためには、当社及び対象者が密接な連携を図り柔軟かつ機動的な経営を推進することが重要であり、そのために最適な資本関係を形成することが望ましいと判断し、対象者を当社の完全子会社とする方針といたしました。このような状況の中で、当社は、平成24年11月下旬頃から対象者の代表取締役社長であり、筆頭株主である大穂氏との間で協議を開始しました。その後、平成24年12月13日に、大穂氏に対し、大穂氏が所有する対象者普通株式(1,649,100株、所有割合:61.03%)の取得について意向表明書を提出し打診したところ、大穂氏から前向きに検討する旨の回答を得たので、平成25年2月8日、大穂氏から独占交渉権を取得したうえで、対象者に対するデュー・デリジェンスを開始しました。その後の大穂氏との協議・交渉、デュー・デリジェンスの結果を受けて、平成25年3月22日、大穂氏に対して最終意向表明書を提出した上で、大穂氏と協議・交渉を重ねるとともに、平成25年2月以降、対象者との間でも、複数回に亘る協議・交渉を進めてまいりました。これらの協議・交渉を経て、平成25年4月16日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決議し、同取締役会決議において、以下の経緯により本公開買付価格を決定いたしました。</p> <p>算定の際に意見を聴取した第三者の名称</p> <p>当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるピナクルに対し、対象者普通株式の株式価値の算定を依頼いたしました。</p>

ピナクルは、市場株価分析、類似会社比較分析及びDCF分析の各手法を用いて対象者株式の価値の算定を行い、平成25年4月15日付でピナクルより株式価値評価分析を取得いたしました。なお、当社は、ピナクルから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、ピナクルは当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

当該意見の概要

上記の株式価値評価分析によると、ピナクルが採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値は以下のとおりです。

市場株価分析 : 607円から 927円

類似会社比較分析 : 729円から1,495円

DCF分析 : 731円から1,468円

まず市場株価分析では、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月15日を基準日として、Q - B o a r d市場における対象者の普通株式の基準日終値（927円）、過去1ヵ月間の終値の単純平均値（808円）、過去3ヵ月間の終値の単純平均値（710円）及び過去6ヵ月間の終値の単純平均値（607円）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を607円から927円までと分析しております。

次に類似会社比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を729円から1,495円までと分析しております。

DCF分析では、対象者が作成した中期事業計画を基準に、直近までの業績の動向、現在並びに将来の事業環境及び一般に公開された情報等の諸要素を勘案した平成25年8月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を731円から1,468円までと分析しております。

ピナクルがDCF分析による算定の際に前提とした対象者の将来の収益予想は、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれておりますが、これは主に不動産販売事業において現在仕掛中の個別の大型物件の販売による収益を見込んでいるためです。

なお、当社は本公開買付価格の検討にあたっては、DCF分析による評価結果が、対象者の将来の収益力及び成長性を反映している点等を勘案し、DCF分析による分析結果を最も重視し、当該分析結果の範囲内で検討を行いました。

当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、ピナクルから取得した株式価値評価分析を参考に、対象者が公表している財務情報、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格の決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去6ヵ月間の対象者の普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し、対象者に対して実施したデュー・デリジェンスの結果を総合的に勘案したうえで、大穂氏との協議・交渉の結果、対象者との協議等も踏まえ、最終的に平成25年4月16日の当社取締役会決議において、本公開買付価格を普通株式1株当たり1,066円と決定いたしました。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2,702,100 (株)	1,649,100 (株)	- (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,649,100株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,649,100株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 上記「買付予定数」欄には、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者が平成25年4月10日に提出した第38期第2四半期報告書に記載された平成25年2月28日現在の対象者の発行済株式総数2,702,100株になります。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	27,021
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年4月17日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年4月17日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成25年2月28日現在)(個)(j)	27,021
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(2,702,100株)に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成25年2月28日現在)(個)(j)」は、対象者の第38期第2四半期報告書(平成25年4月10日提出)記載の平成25年2月28日現在の総株主等の議決権の数です。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。また、当該応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)に、応募株券等が記録されている必要があります。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注2)の適用対象となります。

公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、公開買付期間の末日の15時30分まで応募の受付をします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等(対象者の特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。)については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してから受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。

個人

〔有効期限内の原本〕

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳、住民基本台帳カード(氏名・住所及び生年月日の記載のあるもの)、パスポート、外国人登録証明書

〔発行から6ヵ月以内の原本〕

住民票の写し、印鑑証明書、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

各種健康保険証の場合には、ご住所の記載もれ等がないかをご確認ください。

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。運転免許証等の裏面にご住所の訂正が記載されている場合は裏面のコピーもご提出ください。

法人

登記簿謄本

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）
の本人確認書類（上記「個人」と同様）

外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

（注２） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（２）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
（その他のS M B C 日興証券株式会社国内各営業店）

（３）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（２）契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「（４）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

（４）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	2,880,438,600
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	31,000,000
その他(c)	3,000,000
合計(a) + (b) + (c)	2,914,438,600

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(2,702,100株)に、1株当たりの買付価格(1,066円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	15,468,563
計(a)	15,468,563

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計				-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計			-

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計(b)				-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

15,468,563千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2) 【決済の開始日】

平成25年6月7日(金曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

1.1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,649,100株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,649,100株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けについて、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事実為準ずる事実として、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
計					-

(2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第73期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月28日 関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第74期第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月13日 関東財務局長に提出

当該第3四半期報告書には、第73期有価証券報告書提出日後、役員の変動があった旨の記載があり、当該内容は以下のとおりです。

役職の変動

役名	新職名	旧職名	氏名	異動年月日
代表取締役 専務執行役員	・営業本部長	・営業本部長 ・住宅事業全般担当	渦居 隆司	平成24年10月1日
取締役 常務執行役員	・関東ブロック長 ・住宅事業推進部長 （東日本担当・関東地区 担当） ・住宅事業全般担当	・関東ブロック長 ・住宅事業推進部長 （東日本担当・関東地区 担当）	沼田 茂	平成24年10月1日

ハ【訂正報告書】

訂正報告書（上記第73期有価証券報告書の訂正報告書）を平成24年7月19日に関東財務局長に提出

【上記書類を縦覧に供している場所】

大和ハウス工業株式会社 本社
（大阪市北区梅田三丁目3番5号）
大和ハウス工業株式会社 東京本社
（東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号）
大和ハウス工業株式会社 名古屋支社
（名古屋市中区葵一丁目20番22号）
大和ハウス工業株式会社 横浜支社
（横浜市西区みなとみらい三丁目6番1号）
大和ハウス工業株式会社 神戸支社
（神戸市中央区磯辺通四丁目2番22号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社大阪証券取引所
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

該当事項はありません。

(4)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

該当事項はありません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本公開買付けに対する賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、如水コンサルティングによる対象者株式の評価内容に関する説明、及び長島・大野・常松法律事務所による法的助言を踏まえ、当社との間で本公開買付価格及び本公開買付けにかかる諸条件を含む本完全子会社化手続につき複数回に亘って協議・交渉を重ねたとのことです。その上で、対象者取締役会は、如水コンサルティングより取得した対象者株式価値評価報告書及びかかる算定結果の説明を参考にしつつ、特別委員会における検討及び意見の内容等も踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議・検討したとのことです。その結果、対象者としても、当社グループの一員になることで、当社のリソースを活用した新しい事業展開の道が開けることとなり、本完全子会社化手続は対象者の企業価値向上に資すると判断したとのことです。また、対象者普通株式の市場株価の動向等も勘案して十分なプレミアムが付されていること、如水コンサルティングの対象者株式価値評価報告書における算定結果、及び特別委員会の検討・意見等を踏まえ、本公開買付価格は対象者の株主の皆様にとって妥当な価格であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格での対象者普通株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。そして、この点に加えて、本公開買付価格とその後の本完全子会社化手続で株主に交付される対価の額は同一とされること、及び本完全子会社化手続への移行は基準株式数（2,175,700株、所有割合：80.52%）以上の応募があることが条件とされており、少数株主の意思を尊重する仕組みとなっていること等も踏まえ、本完全子会社化手続の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であると判断したとのことです。そこで、平成25年4月16日開催の対象者取締役会において、利害関係を有しない取締役全員出席のもと、出席取締役の全員一致により、本公開買付けへ賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者取締役のうち代表取締役社長である大穂氏は、当社との間でその所有する対象者普通株式の全て（1,649,100株、所有割合：61.03%）を本公開買付けに応募する旨の本応募契約を締結していることから、本公開買付けについて利益が相反するおそれがあるとして、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、当社との間で対象者取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、上記取締役会における審議及び決議には参加していないとのことです。

上記の取締役会には、対象者の監査役全員が出席し、いずれの監査役も、対象者取締役会による本公開買付けを含む本完全子会社化手続に関する意見の内容につき異議がない旨の意見を述べたとのことです。

(2) 公開買付者と対象者との間の合意の内容

当社と対象者は、平成25年4月16日付で本賛同契約を締結しております。本賛同契約の概要は以下のとおりです。

対象者は、本公開買付けの買付期間が満了するまでの間、賛同決議を維持し、これを撤回又は変更する取締役会決議を行わないものとする。但し、賛同決議を維持することが対象者の取締役又は監査役の善管注意義務の違反となると合理的に判断される場合にはこの限りではないが、その場合でも対象者は当該取締役会決議を行う前に当社との間で対応について誠実に協議するものとする。

対象者は、本賛同契約締結日以降、当社以外の第三者との間で、公開買付けの実施その他の方法により対象者普通株式を取得する行為その他本公開買付けに競合し又は本公開買付けによる対象者普通株式の買付けを妨げる取引（対象者による第三者との間の合併・株式交換・会社分割等の組織再編行為を含む。）に関する勧誘、提案、協議、交渉、情報提供、打診その他これを誘引する行為（但し、対象者からの働きかけなしに第三者が上記取引に関する提案を対象者に行った場合を除く。）を行わないものとする。

対象者は、対象者の従業員持株会が保有する全ての対象者の株式が本公開買付けに応募されることとなるよう、当社と協議の上、合理的な努力をする。

本公開買付けが成立した場合には、その後当社の指定する者が対象者の役員に選任されるまでの期間、対象者は、当社と別途合意した場合を除き、本契約締結日現在の経営体制の維持に努めるものとする。本公開買付けが成立した場合において、当社が別途請求するときは、対象者は、速やかに株主総会を開催した上で、当社が合理的に指定する者を対象者の役員に選任するための議案を株主総会に上程するものとする。

当社は、本公開買付け成立後も、対象者の従業員がこれまで通り対象者の事業運営にあたっていく基本方針であることを確認し、従業員を同等の雇用条件で継続雇用されるよう合理的努力を行うものとする。

対象者は、本契約締結日以後決済の開始日までの期間、善良なる管理者の注意をもって、かつ、本契約締結日以前に行っていたところと実質的に同一かつ通常の業務遂行の方法により、対象者の業務の執行及び財産の管理・運営を行うものとし、剰余金の配当、資本構成の変更及び組織再編行為その他通常の業務の範囲を超える行為を行う場合には、当社の事前の書面による同意を得るものとする。

対象者は、本公開買付けに応募された対象者の発行済普通株式の合計数が2,175,700株以上の場合で、かつ、当社が本公開買付けによって対象者の株式の全部を取得できなかった場合には、本公開買付けの完了後、対象者の株主を当社のみとするための手続として当社が指定する手続を行うため、当社に対して必要な協力を行うものとする。

(3) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の内容

当社は、大穂氏との間で、大穂氏が本書提出日現在所有する対象者の普通株式の全て（1,649,100株、所有割合：61.03%）について、本公開買付けに応募する旨の本応募契約を平成25年4月16日付で締結しております。なお、本応募契約について、充足される必要のある前提条件はありません。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益（当期純損失）	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	福岡証券取引所Q-Board市場						
	月別	平成24年10月	平成24年11月	平成24年12月	平成25年1月	平成25年2月	平成25年3月
最高株価（円）	472	470	549	635	700	793	952
最低株価（円）	439	454	461	506	620	642	730

（注）平成25年4月については、平成25年4月16日までの株価です。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数 （単位）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合（％）	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第36期(自 平成22年9月1日 至 平成23年8月31日) 平成23年11月30日 福岡財務支局長に提出

事業年度 第37期(自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日) 平成24年11月29日 福岡財務支局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第38期第2四半期(自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日) 平成25年4月10日 福岡財務支局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ダイヨシトラスト

(福岡市中央区渡辺通四丁目1番36号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

5 【その他】

業績予想の修正

対象者は、平成25年4月8日付プレスリリース「平成25年8月期第2四半期累計期間業績予想と実績の差異及び通期業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者の「平成25年8月期第2四半期累計期間業績予想と実績の差異（平成24年9月1日～平成25年2月28日）」及び「平成25年8月期通期業績予想数値の修正（平成24年9月1日～平成25年8月31日）」は以下のとおりとのことです。詳細は、当該公表の内容をご参照下さい。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成25年8月期第2四半期累計期間業績予想と実績の差異（平成24年9月1日～平成25年2月28日）

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり 四半期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A)	2,051	224	152	80	29.67
実績値 (B)	2,961	446	381	314	116.21
増減額 (B - A)	909	221	228	233	-
増減率 (%)	44.3	98.7	149.7	291.6	-
(ご参考) 前期第2四半期実績 (平成24年8月期第2四半期)	2,191	354	299	153	58.24

平成25年8月期通期業績予想数値の修正（平成24年9月1日～平成25年8月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A)	5,201	694	547	312	115.71
今回修正予想 (B)	5,492	727	596	384	142.31
増減額 (B - A)	291	32	48	71	-
増減率 (%)	5.6	4.7	8.8	23.0	-
(ご参考) 前期実績 (平成24年8月期)	4,488	630	528	272	102.24

配当予想の修正

対象者は、平成25年4月16日付で「平成25年8月期配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、平成25年4月16日開催の対象者取締役会において、平成25年8月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立し、かつ2,175,700株以上の対象者の普通株式が本公開買付けに応募されることを条件に、平成25年8月期の期末配当を行わない旨の決議をしたとのことです。